

## 静岡産業大学経営学部の全国大会等出場援助費支給基準

(目 的)

第1条 この基準は、静岡産業大学経営学部において公認された部・会、愛好団体、部、サークルの全国大会出場等に対する活動援助費の支給に関する事項を定める。

(対 象)

第2条 この基準における活動援助費の支給対象学生は以下のとおりとする。

(1) 対象とする団体、学生は、当該学部学生委員会で選考し、基準は以下のとおりとする。

- ① 東海大会等の予選を経て全国大会に出場する団体、学生
- ② 予選のない全国大会等でベスト 16 以上に入った団体、学生（ただし、大会参加総数に対して上位 20%以内）。またクラス別で競技を行う種目については、最上位クラスのみを対象とする。
- ③ その他全国大会以上に準ずる大会（アジア大会等の国際大会）に出場する団体、学生

(2) その他当該学部が強化を目的に指定した団体、学生

(活動援助費の種類)

第3条 活動援助費の種類は以下のとおりとし、詳細は別表による。

- (1) 大会参加費
- (2) 交通費
- (3) 宿泊費
- (4) 激励金

(活動援助費の申請)

第4条 申請は年度内原則3回までとする。

2 活動援助費の申請は、様式1により当該団体及び当該個人が所属する団体の責任者（監督、顧問等）が行うものとし、申請書には必ず大会要項等（参加費、参加人数が明記されていること）、活動援助費算出の基礎資料となる書類を添付しなければならない。

3 活動援助費の申請が事後となる場合は、大会参加人数総数及び大会結果を記載した資料を添付しなければならない。

(報告及び精算)

第5条 大会終了後速やかに活動結果報告書及び関係書類を当該学部学務グループ学生スタッフに提出し、申請範囲内で実際の行動日程に基づいた実費精算すること。

(期 間)

第6条 この基準の適用期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(庶 務)

第7条 この基準に関する庶務は、磐田事務局学務課・スポーツ課が行う。

(改 正)

第8条 この基準の改正は、大学協議会の審議を経て学長が決定し、理事長の承認を得て行う。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条）

活動援助費	内 訳
(1) 大会参加費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大会要項及び参加申込書に基づき算出する。</li> <li>・参加の条件として義務付けられている費用（協賛金、広告費、帯同審判費用、審判委託料等）についても、大会参加費として認める。</li> <li>・口座振り込みの場合、振込手数料も大会参加費として認める。</li> <li>・第2条第2号で指定したクラブ、サークルの公式戦参加費</li> </ul>
(2) 交 通 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR、航空機等を利用する場合は、大会要項及び参加申込書に基づく大会登録メンバーにマネージャー1名を含んだ人数を支給対象人数（以下「対象人数」とする。）とし、最も経済的な経路及び方法を厳選し、学生団体割引または学生割引を利用した金額で申請すること。</li> <li>    * JR…片道 100 料を超える場合の特別急行料金は認める。</li> <li>    * 航空機…エコノミー料金で算出（見積書の提出が必要）</li> <li>・教職員の交通費については、学校法人新静岡学園旅費規程に従い支給する。</li> <li>・大学のバスを利用する場合は、運転手は大学が指定する業者に委託する。但し東海地区に限り、許可制で運転することが出来る。</li> </ul>
(3) 宿 泊 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1泊につき、1人あたり 10,000 円で対象人数の宿泊費を算出する。</li> <li>・片道 100 料を超える移動の場合に宿泊を認める。ただし大会規定等で合理的な理由がある場合は、片道 100 料以内でも宿泊を認めることがある。</li> <li>・支給の対象期間は、競技（開会式含む）の開始日から競技（閉会式含む）の終了日までとする。ただし合理的な理由がある場合には前泊を認めることがあり得る。</li> <li>・後泊に関しては原則支給の支給の対象としない。</li> <li>・車中泊、船中泊、機内泊については、宿泊日数に含めない。</li> <li>・教職員の宿泊費については、学校法人新静岡学園旅費規程に従い支給する。</li> </ul>
(4) 激 励 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人戦出場の場合、一大会につき 100,000 円を上限とする。</li> <li>・団体戦出場の場合、一大会につき 200,000 円を上限とする。</li> <li>・個人戦と団体戦が同時開催となる場合は、団体戦出場の場合の金額を上限とする。</li> </ul>